

「県民の声を受けて」公表分の概要

平成26年12月24日
戦略企画部

県民の声を受けて、12月1日及び同月16日に県ホームページに公表した県民の声の概要と県の対応は、別添のとおりです。

声の件数は33件ですが、このうち3件については複数の所属が対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）、県の対応件数は36件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、Aを印した主な内容は3のとおりです。

1 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。 (件)

区分	提案 意見	苦情	要望	照会	相談	激励 賛同	その他	計
件数	15	6	6	3		6		36

2 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。 (件)

部局等	区分	既に実施 している	県民の声 を受けて 実施した	今年度内 に反映し たい	次年度以 降に反映 したい	施策の参 考とする	反映は困 難である	計
防災対策部								
戦略企画部		2						2
総務部		5				1	3	9
健康福祉部		6			1	1		8
環境生活部		4						4
地域連携部		3						3
農林水産部		2						2
雇用経済部		2					1	3
県土整備部		4						4
出納局								
企業庁								
病院事業庁								
議会事務局								
監査委員事務局								
人事委員会事務局								
教育委員会事務局		1						1
労働委員会事務局								
選挙管理委員会事務局								
計		29			1	2	4	36

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

3 主な内容

(1) 職員に関するもの（別表の整理番号欄にAを印したもの）

ア 職員のサービス、給料についての提案意見 No. 3、No. 7、No. 8

イ 職員の採用、昇格、配置についての提案意見、照会、苦情 No. 4、No. 5、No. 6、No. 26

ウ 職員の対応についての苦情 No. 19

エ 職員の対応についてのお礼 No. 20 (No. 28)

県民の声を受けて
(Web公開)

- ・平成26年12月1日及び同日16日に県ホームページ「県民の声」コーナーで公開したもの
 - ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
 - ・整理番号欄に、Aを印したものは、今月の主な内容（10件）
- Aは職員に関するもの（10件）

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	【件名】	【概要】	対応部局	対応課	【対応内容】	反映区分
1 (27)	2014/11/17	電子メール	激励・賛同	「結びの神」について	先般、三重テレビのデータ放送版県政だよりみえのプレゼントで「結びの神」5キロに当選しました。早速、何日かいただきました。本当に美味しいお米ですね。まず炊き上がりの艶がとてもきれいで、ピカピカしています。もちっと感も良いですし、お弁当に入れて持って行きましたが、冷めていても再加熱しても本当に美味しいです。家族も「このお米は、美味しい。」と言っておりました。これまでも、三重県産のお米を購入してきましたが、やっぱり、研究・改良の素晴らしさというか、味や食感が桁違いでした。すばらしいお米の開発は大変だったでしょうが、三重の安心食材はこれからも応援していますので、頑張ってください。ありがとうございました。	戦略企画部	広聴広報課	この度は、データ放送版「県政だより みえ」限定プレゼント企画にご応募いただき、ありがとうございました。また、当選おめでとうございます。データ放送版「県政だより みえ」は今年4月から配信を開始したところであり、一人でも多くの県民の皆さんにご利用いただけるよう、今後とも周知していきたいと考えています。このプレゼント企画は来年3月まで実施しますので、お知り合いの方にプレゼント企画のことを含めて、データ放送版「県政だより みえ」について教えていただければなお幸いに存じます。今後ともデータ放送版「県政だより みえ」をよろしく願います。	すでに実施している
2	2014/11/4	封書・葉書	激励・賛同	県民手帳について	三重県民手帳の10年ぶりの復活には賛意を表するとともに、その発案と予算獲得に努められた担当の方々に敬意をお届けいたします。手にした県民手帳の中に、14市15町の紹介と位置図があっただけで、一県民として満足です。スポンサーを増やして継続をお願いします。	戦略企画部	統計課	この度は、貴重なご意見及び激励をいただき、ありがとうございます。いただきましたご意見を参考にしながら、来年度におきましても取り組んでいきたいと考えています。今後とも、ご支援・ご協力の程よろしく申し上げます。	すでに実施している
3 (A)	2014/10/16	封書・葉書	提案意見	職員の結婚について	男性の育児休暇の取得推進の話を聞きます。男性の育児・家庭への参加を促すことも大切だと思いますが、未婚の職員を減らす取組も大切ではないですか。仕事が忙しすぎると恋愛・結婚を考える気持ちの余裕は中々出てこないものです。結婚適齢期にある職員を忙殺しては、県の未来は暗いと思います。	総務部	人事課	ご意見ありがとうございます。県では、平成26年度から、職員一人一人のライフサイクルや人生設計に応じて必要とされる活動にも的確に対応し、業務の選択と集中、効率的・効果的な業務遂行により、これまで以上に県民の皆さんにとって価値の高い成果を提供できる「ワーク」と「ライフ」の高度な両立の実現に向けて、組織運営として、ワーク・ライフ・マネジメントを積極的に推進することとしています。今後も次世代育成の観点からも、職員のライフ・マネジメントを支援するために、職員の「ライフ」の充実をサポートできる職場環境を整備するなどの取組を進めていきます。	すでに実施している
4 (A)	2014/10/16	封書・葉書	提案意見	管理職について	県職員の管理職は年齢が上がれば能力に関係なくなれると聞いたことがあります。本当ですか。もし本当なら能力のない人でも管理職になれるということです。民間企業なら考えられないことです。管理職になる人は仕事のスキルはもちろんマネジメント能力、さらには人間的にも評価の高い人であるべきです。そうでないと周りの人、つまり部下が困ります。かわいそうではないですか。職員、特に管理職の評価制度は絶対取り入れるべきです。	総務部	人事課	ご意見ありがとうございます。三重県では管理職の昇任に当たっては、意欲とともに、高い倫理観、危機管理や改革・改善への積極的な取組姿勢を重視しています。また、管理職は、組織力を最大限に発揮させる能力や部下職員を指導・育成する能力など、管理職として必要な能力を確認し、適正に配置するよう努めています。管理職員の勤務評価制度については、三重県では、平成12年度から導入し、人材育成につなげるとともに任用や処遇に反映させているところです。今後も、制度を適切に運用し、職員の意欲や能力の向上につなげるとともに、適正な人事配置を行うよう努めていきたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
5 (A)	2014/10/16	封書・葉書	照会	職員の職種について	県職員の採用は行政職と技術職に分かれていますが、技術職で採用されていても行政の仕事をするということも聞きます。それって、技術職として採用する意味があるのでしょうか。行政の仕事は行政職の人が、研究所などの専門分野は技術職がやる。それが本来の姿ではないでしょうか。素朴な疑問です。	総務部	人事課	ご意見ありがとうございます。県において技術職は、それぞれの専門分野における研究や事業に携わるだけでなく、企画や調整といった業務等、それぞれの専門的な知識を生かして様々な業務に携わります。また、長期的な人材育成を図る観点から、職員が県行政に対する幅広い視野と経験を得られるよう、専門分野以外の業務に携わることもあります。今後も、県政の諸課題の解決に向け、的確な業務運営ができるよう適正な人事配置に努めていきます。	すでに実施している
6 (A)	2014/10/16	封書・葉書	提案意見	職員の配置について	「女性の管理職登用促進」を安倍総理は唱えています。現実的にまだまだ男性社会だと思います。県の職場でも大多数が男性ではないですか。そのような職場で女性は本当に働きやすいのでしょうか。一つの職場で女性がわずかしきかいないならば、その女性職員は誰に相談すればいいのでしょうか。また、年齢の高い人の多い職場に若い人がポツンという職場はないですか。このような場合も若い職員の相談相手はいませんか。性別あるいは年齢が偏っている職場は何とかすべきです。人事の配置工夫をすべきだと思います。	総務部	人事課	ご意見ありがとうございます。女性職員の登用については、職員の意欲・能力を重視し、管理職、課長補佐、班長等へ積極的に登用するとともに、企画、事業実施部門を始め、適性や経験を生かせる職への積極的な配置を行っているところです。また、職員の配置については、行政需要やそれぞれの所属における人員配置の状況を踏まえ一方で、職員のキャリアデザインや家庭事情等を考慮し、職員の意欲・能力が発揮できるような人事配置に努めています。	すでに実施している
7 (A)	2014/10/24	電話	提案意見	クールビズとカジュアルウェアデーについて	三重県はクールビズをやっていますよね。ある庁舎に行った時、クールビズについての張り紙が貼ってありました。ですが、10月になったらクールビズは必要ないと思います。ある部署では寒いからと言って暖房を入れています。省エネになっていないです。クールビズは9月までいいと思います。クールビズの服装もだらしがないと思うので、やめてほしいです。それから、カジュアルウェアデーですが、それもやめてほしいです。だらしがないと思います。ネクタイくらいしなさいと言いたいです。税金で食べているという自覚があれば、カジュアルウェアデーでもネクタイをするのではないですか。だらしがないので早くやめてください。	総務部	人事課	ご意見ありがとうございます。三重県においては、クールビズは、温室効果ガス削減、節電対策など地球温暖化防止の取組の一環として実施しており、実施期間については、期間中の気候等を勘案するとともに、国や各自治体の実施状況を踏まえ、5月から10月末までとしているところです。また、カジュアルウェアデーは、「気軽な服装で心身をリフレッシュすることにより創造的で柔軟な発想を養うとともに、親しみやすい職場環境をつくり、公務能率の一層の向上を図ること」を目的に実施しています。今後も、いただいたご意見も踏まえ、職員のみだしなみについては、社会常識を逸脱しないような節度を保ったさわやかな服装を心がけ、来庁者をはじめとする県民の皆様にご不快感を与えないよう、職員に周知取り組んでいきます。	すでに実施している

8 (A)	2014/ 11/10	電子 メール	提案意 見	県職員の給 与について	給与が5年ぶり、ボーナスが7年ぶりに引き上げになると、新聞発表がありました。どうしてですか。民間でも、一部の企業で上がっているようですが、まだまだ上がるどころか、引き下げられているところが多いときいています。税収が上がれば給与が上がる。これは当たり前です。赤字財政で、給与を上げれば、事業費が下がる。それだけ行政サービスが低下する。当たり前です。県税が上がりましたが、そのために県税を上げたと思われる方も仕方ないですよ。税金を納める人より、税金を使う人が給料が高くて、いい生活をしている。こんな世の間違っていると思いますが、如何なものでしょうか。	総務部	人事課	地方公務員の給与は、民間企業との比較、国家公務員や他の地方公共団体との均衡などを考慮して決められています。具体的には、民間給与の実態について、毎年、人事委員会が企業規模で50人以上かつ事業所規模で50人以上の従業員を有する民間企業から無作為に抽出し調査を行い、その調査結果に基づき、三重県知事等に対して給与に関する勧告を行います。今年の勧告では、(1)平成26年4月時点での調査の結果、県職員の給与が民間従業員の給与を1,256円(0.32%)下回っていることや、県職員の期末・勤勉手当の支給割合(3.95月分)が民間企業の賞与の支給割合(4.12月分)を0.14月分下回っていることが明らかになり、民間に見合った水準に引き上げること、(2)国に準じて給与制度の総合的見直しを実施し、平成27年4月から県職員の給料を平均2.7%、最大4.7%引き下げることを求められたところです。勧告の取扱いについては、地方公務員法に基づく人事委員会勧告は最大限尊重すべきということや、県の財政状況を踏まえて慎重に検討を行った結果、勧告どおりに実施することになりました。今後、関係条例案を県議会に提案し、審議、議決を経て決定される予定です。今後も総人件費の抑制に努め、引き続き適正な給与制度・運用に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	反映は困難である
9	2014/ 11/4	電子 メール	提案意 見	税金について	私の両親は共働きで、父は自営業、母はパートをしています。父は長時間働いていますが、税金がすごく高いので、あまり余裕のある生活ができません。たくさん働いてくれている、両親の健康が心配です。税金を下げてもらうことはできないのでしょうか。	総務部	税務企画課	平素は県税務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。税金には国税と地方税があります。それぞれ法律や条例に基づいてご負担いただいているものです。国や地方公共団体は様々なサービスを提供していますが、身近な例をあげますと、道路などの社会資本の整備、教育などの公共サービスの提供などがあります。このような社会資本の整備や公共サービスの提供は、みなさんの生活の基盤となる環境を整備するものですが、それには非常に多くの費用がかかります。その費用を皆さんで税金として負担していただいているものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。	反映は困難である
10	2014/ 11/4	電子 メール	提案意 見	税金について	三重を良くする為、パチンコ、煙草、アルコールから税金を取って下さい。	総務部	税収確保課	税制に関するご提案をいただき誠にありがとうございます。ご提案について、次のとおり回答いたします。たばこについては、たばこ卸売業者等に対して、たばこ税法(国税)及び地方税法(県税・市町村税)の規定によりたばこ税が課税されています。アルコールについては、酒類製造者等に対して、酒税法(国税)の規定により酒税が課税されています。なお、パチンコについては、現在課税はされていません。その理由は、消費行為が多様化する中で課税対象を選択し、適切な税負担を求めることが困難であること、所得水準、消費スタイルの多様化等の中で、ぜいたく性、娯楽性等の判断基準を客観的に定めることが困難であること等が考えられます。いずれにしても、パチンコ税の制定に関しては国政で議論されるべきものと考えておりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。	反映は困難である
11	2014/ 11/6	封書・ 葉書	提案意 見	県庁前駐車 場について	三重県庁前の駐車場は、アクセルとブレーキの踏み間違えをした時、下を走っている鉄道に危険を及ぼすのではないですか。今ある簡単なフェンスは、重い車が当たった時かなりの重量がかかるので、フェンスを押し倒して路線に落ちるかも知れません。重大な事故が起こります。もっと頑丈な防止柵を設けるべきです。	総務部	管財課	三重県庁本庁舎行政棟前駐車場のフェンスについて、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。ご指摘いただきましたご意見を踏まえ、フェンスの更新について検討させていただきます。	施策の参考とする
12	2014/ 11/4	電子 メール	提案意 見	犬猫殺処分 への対策に ついて	全国で犬猫の殺処分が後を絶ちません。殺処分の現状を知ればとてつもなく大きな衝撃と心の苦しみや怒りを抱えてしまいます。犬猫だけでなくあらゆる生命は商品でも、お金儲けの手段でも無く、それぞれ一つ一つの貴重な生命です。今のままではモラルや道徳が廃れ、子ども達にも悪影響があります。また、殺処分は、自治体の努力や、去勢避妊手術の補助金の拡充などにより、税金を使い、元から良くしていかなければ解決しない問題です。餌やり禁止などという兵糧攻めのような、動物達への温情の無い方法は、私達にはできる事ではありません。お腹が減っている動物に手を差し伸べる行為、この弱者を助けるという行為を禁止する事は、罪悪ではないでしょうか。また、里親などが見つかりやすいように、里親になった者へ補助金や、避妊手術等の費用負担等の援助を行う事により、より飼いやすく、殺処分される犬猫達が助かると思っています。それから、アパートなどのペット禁止が多いので、ペット可にした場合、補助金を出すなどをしてはどうですか。アパート暮らしの人達も犬猫を飼えるような社会にする対策も必要です。飼いたくても事情で飼えない人も多いのです。また、病気や入院、旅行などで飼えなくなった場合に一時預かりするような施設も、捨て犬捨て猫などを減らすために必要だと思います。私達は弱者が虐げられない社会を作る義務があります。これは傍観してはいけない問題です。私達日本国民には犬猫殺処分を無くす事ができます。早く助けてあげて下さい。毎日消え行く罪の無い動物達、狭い環境で虐待され営利目的で命を人間達の奴隷にされる生き物達に、多大な思いやりをどうか宜しく願いいたします。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、犬猫の殺処分の減少を目指して、飼い主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発事業を行うとともに、保健所に収容された犬猫を新たな飼い主に譲渡する事業を実施しています。その結果、この10年間で犬猫の殺処分数は3分の1まで減少しました。平成26年度からは新たに策定した「第2次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、将来的に殺処分がゼロになることを目指して、1頭でも多く新しい飼い主へ譲渡できるよう、譲渡事業の充実に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
13	2014/ 11/10	電子 メール	照会	エボラ出血 熱の対応に ついて	エボラ出血熱に感染した可能性がある自分と自分で判断した際、県内7ヶ所の保健所のいずれかに連絡すると聞きました。たとえば、金曜日の夜間に発熱し、保健所に電話するとしても、時間外になりますが、対応してもらえるのでしょうか。土曜、日曜、祝日、年末年始の対応もしていただけるのですか。	健康福祉部	薬務感染症対策課	エボラ出血熱への対応について、ご意見をいただきありがとうございます。県内には9か所の保健所があり、各保健所に相談窓口を設置しています。また、エボラ出血熱が疑われる患者が発生した場合については、休日夜間でも対応できるよう体制を整えております。今後とも、感染症対策にご理解をいただきますようお願いいたします。	すでに実施している

14	2014/11/11	電話	苦情	職員の対応とケアマネジャーの有資格者について	長寿介護課に電話をし、ケアマネジャーの有資格者について問い合わせしたところ、対応した職員は個人情報保護法の関係上、公表していないとのことでした。その職員に個人情報保護法を読んだことがあるのか尋ねましたが、黙っていました。それで、上司に替わるように言うと、課長も部長も不在だとのことでしたが、部長の名前を尋ねると答えられませんでした。人事異動があつて半年以上経っているのに、部長の名前も答えられないとは職員としてどうなのですか。また、ケアマネジャーは国家資格ですから、公表すべきではないですか。ケアマネジャーの有資格者を公表していないのならば、資格者を知るにはどうしたらいいのか教えてください。	健康福祉部	長寿介護課	この度は職員の対応について、不快感を与えるような対応があつたことを、お詫び申し上げます。介護支援専門員（ケアマネジャー）は、都道府県で実施する試験に合格し、所定の研修を終了した上で、都道府県において登録された専門職のことであり、国家資格を有しているということではありません。介護支援専門員の氏名等の情報は個人情報であり、三重県個人情報保護条例第8条（利用及び提供の制限）「当該実施機関以外のものに提供してはならない」ことに該当いたしますので、公表はできないことをご理解いただきますようお願いいたします。さて、「介護支援専門員の資格者を知るにはどうしたらいいか」とのご質問の件ですが、県長寿介護課ホームページの中に介護支援専門員の所属する「居宅介護支援事業所」の一覧表を掲載しており、またお住まいの地域の地域包括支援センターにも事業所一覧表がありますので、一覧表に掲載しております事業所にお尋ねをいただきますようお願いいたします。今後とも、県民の方からのお問い合わせに対しては、その趣旨を理解したうえで、適切な回答ができるよう、努めてまいります。長寿介護課HP【居宅介護支援事業者一覧表】アクセス先： http://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/jigyosho/ichiran/index.htm	すでに実施している
15	2014/11/13	電子メール	苦情	救急医療情報センターについて	夜間、救急医療情報センターに問い合わせをしたら、桑名、いなべ、四日市の病院に「個人の患者は受診出来ない」と言われました。仕方なく、救急車で搬送しましたが、その病院は外科の医師ばかりで、整形外科の医師が1人もいませんでした。夜間の個人での病院受診ができないのならば、何のための医療情報センターなのかわかりません。それに、救急で受診しても専門外の医師が担当しなくてもいいように、なんとかして下さい。	健康福祉部	地域医療推進課	三重県では、救急医療情報センターにおいて、今診てもらえる医療機関を電話で案内することにより、県民の皆さんにリアルタイムで情報提供を行っています。救急医療情報センターのコールセンターでは、三重県救急医療情報システムに参加している医療機関が診察可能であるとした情報を元に、県民の皆さんに今診てもらえる医療機関を案内しているところです。しかしながら、救急対応が可能な医療機関をご案内しても、専門の医師が他の患者を処置中などに理由により直ちに対応することができない場合もあり、また、傷病の状況によっては他の医療機関での受診を勧められる場合もございます。このため、救急医療情報センターでは、時間外に診療可能な医療機関の情報収集を行い、より多くの医療機関にシステムに登録をしていただくよう働きかけを行っているところであり、県としても県民の皆さんへの迅速・的確な医療情報を提供できるよう引き続き取り組んでまいります。	施策の参考とする
16	2014/11/17	電子メール	提案意見	少子化問題について	少子化問題にもっと真剣に取り組んでください。最近は結婚しない独身貴族が多く、子どもの数が減っています。次世代にバトンを渡さないで、日本はいずれ消滅します。子育てを県が支援しない為、少子化が益々加速しています。若者も楽な方に流れ、結婚せず、子どもも作らない人が増えています。大きな構造改革をしないと少子化は止められません。子育て支援金を支給するなど、本気で少子化対策に取り組んでください。子どもは我々の宝です。人口がどんどん減る中、抜本的な改革、取り組みをお願いします。何もしない三重県は、少子化を推進しているのと同じです。	健康福祉部	少子化対策課	ご意見ありがとうございます。三重県では、本年度、少子化対策を県政の重点テーマと位置づけ、様々な取組を進めています。少子化対策の実施に当たっては、県民の皆さんの「子ども・思春期」から、「結婚」、「妊娠・出産」「子育て」という各ライフステージに「働き方」も含めて「地方目線」、「当事者目線」できめ細かく切れ目のない支援を実施しており、思春期からのライフプラン教育や、結婚支援の取組、特定不妊治療費の助成、男性の育児参画の推進などに取り組んでいます。また、少子化対策には、県民の皆さんの機運を盛り上げ、みんなで取り組んで行くことが大切であることから、各種のフォーラムを開催し、多くの県民の皆さんにご参加いただいています。現在は、地域の多様な主体が参加し、少子化対策に関するアイデアを考えていただくための「みえの少子化対策を考えるフューチャーセッション」を県内各地で開催しています。少子化の進展は、本県のみならず、我が国の社会経済や地域のあり方に大きな影響を及ぼす社会的課題です。本県では、現在、「結婚や出産・子育てなどの希望が叶い、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」を目指し、「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」の策定に向けて検討を進めており、今後、さらなる少子化対策の推進を図ってまいりたいと考えていますので、ご協力をお願いします。	すでに実施している
17	2014/11/11	電子メール	苦情	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業について	県内在住の母子家庭の者です。県の事業でひとり親家庭学習支援ボランティア事業があるそうですが、津市在住者しか適応されないそうですね。同じ県内なのに、すごく不公平感を感じます。予算の都合かもしれませんが、津市と限定しているのはいかがなものでしょうか。もう少し公平にしてほしいものです。次年度以降ぜひとも考えてください。	健康福祉部	子育て支援課	ご意見ありがとうございます。平成25年度から津市内ひとり親家庭を対象に実施している学習支援ボランティア事業は、学習支援に恵まれない母子家庭・父子家庭の児童の学習習慣や生活習慣を確立し、学習意欲や進学率の向上を図る取組を、今後、県内で進めていただくためのモデル事業として実施しています。来年度以降、県としては津市をモデル事業として培った経験、ノウハウを生かし、市町での実施も含めて、全県的な取組となるよう検討を進めているところです。今後とも、ひとり親家庭に育つ子どもたちの学習サポートをすることにより、誰もが安心して子育てできる環境を整えるよう努めてまいります。	次年度以降に反映したい
18	2014/10/31	FAX	苦情	身体障害者障害等級の認定基準について	私の身体状況を把握した町の職員から、身体障害者手帳の申請をすれば医療費の補助を受けられる可能性があることを知らされ、早速主治医に診断書の作成を依頼しました。しかし、主治医は依頼時には申請可能と話していたのに、診断書の催促をした際には、現在の状態では診断書が書けないとのことでした。最初に話したこととのあまりの違いに不信感をいだき、関係資料を精査したところ、認定基準に合致する症状や身体状況が多いことから病院の担当職員に確認しましたが、医者の意見に反論できないとのことでした。では、身体障害者障害等級の認定基準はどこが作成し、何のためにあるのか、また、認定する医師の資格は如何なるもので、知識のない医師に対する指導や処分はないのかと問い合わせても、どこも明解に答えてくれませんでした。障害者相談支援センターに認定基準の質問をしても、納得できる回答はして頂けませんでした。誰一人として相談はおろか支援さえしていただけない現状で、相談支援センターの看板を掲げているのが不思議でなりません。	健康福祉部	障害者相談支援センター	職員の対応により不快な思いをされたことについてお詫び申し上げます。身体障害者手帳は、申請者が交付申請書に県の指定した医師の診断書を添付し、市町を経由して県に提出いただき、県が身体障害認定基準に基づいて審査を行い、発行しています。ご質問の認定基準は、身体障害者手帳を適正に発行するため、身体障害者福祉法に基づき、国が定めています。また、県が指定する医師は、身体障害者福祉法に基づき、必要な知識経験を持つ医師であることを確認のうえ、専門医で構成された機関の審査を経て指定されております。県民の皆様への電話対応に当たっては、状況を十分に聞き取り、また、誤解のない対応をするよう、改めて、職員の意識づけをしっかりと行い、適切な対応を行うよう努めてまいります。	すでに実施している
19(A)	2014/11/4	封書・葉書	苦情	こころの傾聴テレフォンについて	こころの傾聴テレフォンに電話した時、相談員の体調が悪かったらしく、30分間ずっと咳ばかりしていました。相談員は体調管理に気を配るべきではないでしょうか。電話をした県民に失礼だと思いますし、そのように体調の悪い職員に電話対応をさせることに問題があると思います。相談電話は県民からかけるものです。もっと機転のきいた気配りができないのでしょうか。電話する立場になれば良い気分がしないと思います。気が緩んでいるのではないのでしょうか。相談員の指導や教育を徹底してほしいです。	健康福祉部	こころの健康センター	ご意見ありがとうございます。この度は、相談員の対応に不快な思いをおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。ご指摘いただいた相談員の体調管理については、日頃から注意しておりますが、今回のことを踏まえ、今後更に県民の皆様にご不快を与えることのないよう相談員に徹底すると共に、研修等により一層の相談員の資質向上に努めてまいります。	すでに実施している

20 (28) (A)	2014/ 10/29	面談・ 来訪	激励・ 賛同	職員の対応 について	先ほど相談したいことがあって、文化振興課と獣害対策課に行きました。職員が大変親切丁寧に対応してくれたのでとてもうれしかったです。よろしくお伝えください。	環境 生活部	文化 振興課	ご意見ありがとうございます。当課職員の対応についてお礼の言葉をいただきありがとうございます。これを励みに、今後とも県民の皆さんの視点にたった丁寧な対応に努めてまいります。	すでに 実施し ている
21 (22)	2014/ 10/22	電子 メール	提案意 見	ヘイトス ピーチにつ いて	他県の市長がヘイトスピーチを許さないという明確な意思表示をしました。全国でヘイトスピーチを伴ったデモや街宣が行われていることは民主主義にもとる行為なので、この意思表示は評価されるべきです。三重県でもヘイトスピーチを伴ったデモや街宣が行われていますが、三重県は今や外国人の方がたくさん来ている世界的な観光地のひとつです。このままヘイトスピーチが放置されることになっては県のマイナスにしかならないし、このまま差別による被害が増えることを容認してはならないと思います。知事には一言「ヘイトスピーチは許さない」と発言していただき、ヘイトスピーチがなされないような対策をしていただきたいと思います。何卒よろしく願います。	環境 生活部	人権 課	特定の人種や民族、国籍の方を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチは、一人一人の人権が尊重され、差別のない明るく住みよい社会の実現の観点から、あつてはならないものと考えています。多くの外国人の方が暮らす三重県においても、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の一員として安心して暮らす多文化共生社会づくりに向けて取組を進めてきました。今後も引き続き、多文化共生社会を目指して、また、差別のない人権が尊重される社会の実現をめざして啓発などの取組を進めてまいります。この度は、ご意見をいただきありがとうございました。	すでに 実施し ている
22 (21)	2014/ 10/22	電子 メール	提案意 見	ヘイトス ピーチにつ いて	他県の市長がヘイトスピーチを許さないという明確な意思表示をしました。全国でヘイトスピーチを伴ったデモや街宣が行われていることは民主主義にもとる行為なので、この意思表示は評価されるべきです。三重県でもヘイトスピーチを伴ったデモや街宣が行われていますが、三重県は今や外国人の方がたくさん来ている世界的な観光地のひとつです。このままヘイトスピーチが放置されることになっては県のマイナスにしかならないし、このまま差別による被害が増えることを容認してはならないと思います。知事には一言「ヘイトスピーチは許さない」と発言していただき、ヘイトスピーチがなされないような対策をしていただきたいと思います。何卒よろしく願います。	環境 生活部	多文 化共 生課	今回のご意見につきましては、人権課で一括して回答していますので、そちらをご覧くださいようお願いいたします。	すでに 実施し ている
23	2014/ 11/18	封書・ 葉書	激励・ 賛同	新博物館 での講習会 について	新博物館の気持ちは凄いです。そこで県民に接する職員の対応ぶりも親切で優しい感じが公務員の鏡です。旧博物館とは雲泥の差で、企画も斬新です。「県民のお役にたつぞ」という精神が溢れています。11月9日にさんま寿司作りの講習会に参加しました。博物館でさんま寿司作りという看板に目を疑いましたが、事実と知り、参加しました。参加定員36名は、即締切りの盛況でした。自分たちの仕事を「待ち」から「率先」して県民をリードして行こうと、職員さんの気持ちが変わってきましたね。知事の指導の賜物と感謝しています。	環境 生活部	総 合博 物館	三重県総合博物館（MieMu）の事業にご参加いただき、貴重なご意見と激励ありがとうございます。今後もたくさんの県民・利用者の皆様に参加していただけるよう、県民・利用者及び企業など多様な主体とともに積極的に知恵を絞りながら、様々な事業を展開して行きたいと考えています。今後ともMieMuをよろしくお願いいたします。	すでに 実施し ている
24	2014/ 10/14	電子 メール	提案意 見	在日外国 人への減免 措置につ いて	三重県では、在日外国人に住民税の減免をしているようですが、そんなことはあり得ますか。非課税の方でなければ、減免などあり得ないでしょう。日本人同様、ちゃんと徴収すべきです。	地 域 連 携部	市 町 行 財 政課	平成19年度まで、県内の一部市町において外国人住民に対して、そのことを事由に個人住民税の減免措置が実施されていました。現在では、県内全市町においてこのような減免措置が実施されていないことを確認しております。県としましては、今後とも市町村税政の公平・公正かつ適正な運用を図るよう、県内市町に対して助言等を行ってまいります。	すでに 実施し ている
25	2014/ 10/15	電子 メール	提案意 見	在日外国 人への優遇 措置につ いて	三重県では在日外国人に対して税金が半分だと知りました。今もそうなのですか。不公平です。日本人の税金も半分にするか、在日外国人を日本人と同じにするか、どちらかにしてください。	地 域 連 携部	市 町 行 財 政課	平成19年度まで、県内の一部市町において外国人住民に対して、そのことを事由に個人住民税の減免措置が実施されていました。現在では、県内全市町においてこのような減免措置が実施されていないことを確認しております。県としましては、今後とも市町村税政の公平・公正かつ適正な運用を図るよう、県内市町に対して助言等を行ってまいります。	すでに 実施し ている
26 (A)	2014/ 11/17	電子 メール	苦情	職員の雇用 について	松阪地域防災事務所で運転手を4人雇っていますが、全員再雇用の高齢者で、いろいろと理由をつけて、実際に運転できるのは1人しかいないとのこと。このような職員の天下りのために、不必要な税金を投入するのはやめてください。	松 阪 庁 舎	域 調 整 地 域 防 災 室 総 合 事 務 所 地	この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。ご指摘のありました、松阪地域防災総合事務所の総務生活課運行管理担当は、現在、総括技術員をはじめ4名の技術員がおり、そのうち1名が再雇用の職員となっております。運転業務については3名の職員が担当しており、随時、業務に必要な場所への運転を行っております。また、運転業務だけでなく、公用車の配車や整備管理、車検や点検、修理等の公用車関連の庶務経理事務も担当しており、あわせて、駐車場及び会議室の管理や、廃棄物・リサイクル関係業務など、庁舎管理等業務の一部についても担当しているところです。今後も引き続き、適正な運行管理業務及び庁舎管理業務の遂行に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに 実施し ている
27 (1)	2014/ 11/17	電子 メール	激励・ 賛同	「結びの 神」につ いて	先般、三重テレビのデータ放送版県政だよりみえのプレゼントで「結びの神」5キロに当選しました。早速、何日かいただきました。本当に美味しいお米ですね。まず炊き上がりの艶がとてもきれいで、ピカピカしています。もちっと感も良いですし、お弁当に入れて持って行きましたが、冷めていても再加熱しても本当に美味しいです。家族も「このお米は、美味しい。」と言っておりました。これまでも、三重県産のお米を購入してきましたが、やっぱり、研究・改良の素晴らしさというか、味や食感が桁違いでした。すばらしいお米の開発は大変だったでしょうが、三重の安心食材はこれからも応援していますので、頑張ってください。ありがとうございました。	農 林 水 産部	農 産 園 芸課	この度は、「県政だより みえ」のプレゼントにご応募いただき、また「結びの神」の感想をお寄せいただき、誠にありがとうございます。「美味しい」「炊き上がりがきれい」との印象をお持ちいただいたことを知り、うれしかぎりです。粒がしっかりしている「結びの神」はお寿司や丼などにも適していますので、色々なメニューでお楽しみいただければ幸いです。「結びの神」は生産・販売が始まってまだ3年目、今後も、生産者・販売業者・行政等、関係者が一体となって、品質向上等に取り組んでまいりますので、三重のコシヒカリとともに「結びの神」を応援いただきますよう、どうぞよろしく願います。	すでに 実施し ている

28 (20) (A)	2014/ 10/29	面談・ 来訪	激励・ 賛同	職員の対応 について	先ほど相談したいことがあって、文化振興課と獣害対策課に行きました。職員が大変親切丁寧に対応してくれたのでとてもうれしかったです。よろしくお伝えください。	農林 水産部	獣害 対策課	この度は職員の対応について、おほめの言葉をいただきありがとうございます。このことを励みに、更なる業務の向上へとつなげていく所存です。今後とも、来庁された県民の皆様への接遇向上に努めてまいります。	すでに 実施し ている
29	2014/ 11/19	電子 メール	照会	水素ステ ーションにつ いて	お聞きしたいことがあります。三重県として、環境にやさしい水素ステーションを作る、または推奨して行く予定はないのですか。せつかく水素運搬会社や搬出場所があるのに活用しないのですか。予算の問題もあると思いますが、各市に一カ所でもあれば、いいアピールになるとと思います。	雇用 経済部	エネ ルギー 政策課	ご提案をいただきありがとうございます。本県におきましては、「新エネルギービジョン」に燃料電池自動車を含むクリーンエネルギー自動車の導入目標を掲げ、エネルギー消費の抑制に向けて取り組んでいます。ご指摘の通り、燃料電池自動車の普及に向けては、水素ステーションのインフラ整備が課題となっていることから、四日市の石油化学コンビナートの豊富な副生水素（化学産業などの製造工程で副次的に発生する水素のこと）の存在、水素に関連する技術者の集積などのポテンシャルに着目しつつ、産業界や近隣県の取組状況に関する情報を収集するとともに、外部の有識者や企業が参加する検討の場を設けて、移動式なども含めた水素ステーション等を中心に検討を進める予定でございます。	すでに 実施し ている
30	2014/ 11/25	電話	要望	みえ旅案内 所について	「みえ旅パスポート」について、11月23日（日）に津市内の「みえ旅案内所」へスタンプを押印するために訪問しましたが、定休日であったため、スタンプを押印できませんでした。続いて同じ建物内の別の「みえ旅案内所」へ向かいましたが、案内図等が付近になく迷ってしまいました。仕事が休みで旅行をされる人や来県者が多い休日に「みえ旅案内所」が定休日であってもスタンプを押印でき、また付近の観光案内所の場所がわかるような対策をしてほしいです。	雇用 経済部	観光 誘客課	いつも「みえ旅パスポート」をご利用いただき、誠にありがとうございます。「みえ旅案内所」では、単にスタンプの押印にとどまらず、旬の情報の提供や、県内を楽しく周遊していただけるようなご案内など、三重県にお越しいただいた皆様とのふれあいを大切にをいたしたいと考えております。したがって、スタンプの押印につきましては、それぞれの営業時間内で対応しておりますので、ご理解くださいますよう、お願いいたします。また、各施設の営業時間及び場所につきましては、誠に恐れ入りますが、お出かけ前に「みえ旅パスポート」や三重県観光キャンペーンガイドブック又は三重県観光キャンペーン公式ホームページでご確認ください。今後とも「みえ旅パスポート」をご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。	反映 は困 難で ある
31	2014/ 10/27	電子 メール	要望	工業研究 所の出入 口について	工業研究所をよく利用していますが、道から入るときも出るときも非常に不便で危険です。入るときは信号待ちの車がびっしりで入れません。私の後ろから信号まで渋滞になります。出るときはコンビニエンスストアの方向へ出ます。しかしこれも信号待ちの車がびっしりでできません。出られても車の隙間を縫うように出るので、道の反対側にあるミラーも意味ありません。ですので、前の道路の工業研究所側に停車禁止帯（ゼブラゾーン）を書いてもらえませんか。「止まるな」という文字もお願いします。利用者の安全のため検討ください。	雇用 経済部	工業 研究 所	特に通勤時間帯の渋滞により、当所への出入りが困難になることは認識しております。そのため、関係機関に相談・要望をしております。	すでに 実施し ている
32	2014/ 10/21	提案箱	要望	公共工事 に関する 要望につ いて	工事単価を下げて工事を早くして欲しいです。また、工事をするときには散水などのホコリ対策をして欲しいです。	県土 整備部	公共 事業 運営課	公共工事の実施に当たっては、計画、工事施工、維持管理など段階に応じて、技術基準の弾力的運用や施設の長寿命化によるライフサイクルコストの改善や品質を重視したコスト改善に取り組んでいます。今後とも、これらの取組により、効率的、効果的な事業実施に努めます。また、工事の実施に伴い発生するホコリ等が周辺環境に影響を及ぼさないよう、散水を行うなど必要に応じた対策を実施するなど、工事中の環境保全対策にも努めていきます。	すでに 実施し ている
33	2014/ 10/21	提案箱	要望	道路作業 に関する 要望につ いて	道路沿いの草取り作業をしなくてもよいようにシートを張るなどの対策をして欲しいです。	県土 整備部	道路 管理課	平素は、三重県道路行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。ご提案の県道沿いの対策は、視認性を確保し、道路通行の安全を確保するとともに、将来の維持管理費の軽減が図られるよう、平成19年度からコンクリートや防草シートを張る取組を実施しています。限られた予算のなか、交通安全上影響の大きい箇所から順次実施していますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。	すでに 実施し ている
34	2014/ 10/21	提案箱	要望	道路工事 に関する 要望につ いて	松阪市内で工事が中断されているアドバンスモールからインターアクセスまでの所と大塚町から松ヶ島までの部分を早くしてほしいです。	松阪 庁舎	松阪 建設 事務所 事業推 進室	・アドバンスモールからインターアクセスの所 上記のご要望の区間は、一般県道松阪嬉野線の国道166号（田村町）から一般県道辻原西町線（岡本町）の区間と思われます。当該区間の事業化に当たっては、バイパス整備により用地買収等が必要なことから、地域の皆様のご理解・ご協力を得ながら、整備について検討していきたいと考えています。・大塚町から松ヶ島の部分 上記のご要望の区間（国道42号から国道23号）につきましては、平成15年度より事業着手し、平成25年度に国道42号交差点部（大塚町）から約150m区間を供用しました。現在、国道23号交差点部において、関係機関と協議・調整を進めており、早期の全線供用に向け事業推進に努めていきます。	すでに 実施し ている
35	2014/ 11/10	電子 メール	提案意 見	県道128 号線の景 観につ いて	県道128号線（観光用道路パールロード）は、海岸線を見ながら走れる景観の良い観光用道路なのに、大きな木が海岸にたくさん育っていて、せつかくのきれいな海が雑木や雑草に隠れて見えません。つい最近草刈りをしていたようですが、足元のところをちょっと刈ってあるのみで、反り立った土山から道路にはみ出している雑草、雑木はノータッチです。景観も見えないですし、車に当たります。あまりにも草刈の成果が見えないので意見させていただきました。このまま放っておいたら、今はまだ海が少し見えている所もそのうち見えなくなります。あの景観も、三重県に来てくれた人たちには思い出に残りうるものなのにもったいないです。早急な対応をお願い致します。	伊勢 庁舎 志摩 庁舎	志摩 建設 事務所 保全室	ご意見ありがとうございます。当該道路を管理している志摩建設事務所では、道路交通の安全を確保することを目的に、道路除草を年2回実施しています。除草幅は、限られた予算の中通行車両の支障となる路側部のみとしており、斜面部は1m、平坦部は50cmとしていますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。なお、道路除草後に成長した雑草や雑木で通行の支障となっているものについては、随時伐採をしているところですが、再度、現地を確認し、通行の支障となっているものについては、早急に伐採します。また、路側部の大きな木については、通行車両の安全に支障を来すおそれのあるものを伐採しています。道路沿いに設置している展望スペースにおいては、眺望を良くするため、出来る限り伐採していますので、展望スペースのご利用をお願いするとともに、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。	すでに 実施し ている

36	2014/10/27	電子メール	要望	新しくできる高校について	<p>名張にできる新しい高校のことで、統合される高校（母校）の先生から校名募集について、その高校の名前を残したいとお願いされました。校歌の曲や歌詞まで残したいとも言っていましたが、私は違和感しか感じませんでした。確かに母校がなくなるのは悲しいことです。ですが、だからこそ、新しい学校になるのであれば、全く名前を残してほしくはないし、ましてや新しい学校の生徒には全く関係ありません。校名には統合される2校の名を残さず、校歌も新しく作ってください。統合される2校間の変な遺恨を新しく出来る高校の生徒に残さないためにも、そのように私は思います。それも、我々OBが自主的に行っているのであればわからなくもないのですが、なぜ先生が動いているのかさっぱりわかりませんでしたし、情けなくもなっていました。新しく作るのであれば、我々は関係ありません。先生のお願ひに応じた人も沢山いるようですが、間違った選択がなされないようにお願いします。本当に大切なのはこれからの生徒であり、我々が母校の名を汚さないためにも、是非、全く新しい決断がなされることをお願いいたします。</p>	教育委員会	教育総務課	<p>メールを拝見いたしました。県教育委員会では、名張桔梗丘高校と名張西高校を統合し、平成28年4月に新しい高等学校を開校するに当たって、校名を広く県民等から公募し、応募のあった校名案を検討・審議するため、「名張新高等学校校名選定委員会」（以下「校名選定委員会」）を設置しました。平成26年9月16日に開催しました第1回校名選定委員会では、「新しい高等学校の目指す学校像にふさわしい校名」を広く公募するという観点で校名募集案内の内容を検討し、平成26年9月22日から同年10月21日までの1ヶ月間、校名を公募しました。平成26年11月7日に開催しました第2回校名選定委員会では、応募のあった多数の校名案の中から複数の校名候補を選定しました。今後、県教育委員会では、これら複数の校名候補の中から、新しい高等学校の目指す学校像にふさわしい校名を決定し、平成27年1月以降に公表する予定です。今後は、新しい高等学校が目指す教育活動の具体的な内容や、さらなる条件整備等について検討を進めるとともに、地域に情報発信しながら、開校の準備を進めてまいります。</p>	すでに実施している
----	------------	-------	----	--------------	--	-------	-------	--	-----------